

糸島市補助金設計書

所管課 都市施設課

補助金名称	保存樹管理等補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市保存樹に関する規程 糸島市保存樹の援助に関する要綱

【長期総合計画体系】

基本目標6_快適で住みよいまちづくり

政策1_都市機能の充実

施策①_良好な住環境の創出と都市的土地利用の促進

1 補助の目的

市の美観風致を維持するために指定した保存樹の所有者等に対し、保存樹の枯損の防止その他保存及び撤去に関して、費用の一部を予算の範囲内において援助し、良好な都市環境の維持及び向上につなげる。

2 成果指標

指標① 生活利便性や良好な住環境が整備されていると思う市民の割合(市民満足度調査)
(令和5年度現在)

目標値① 37.5 (単位) %

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

保存樹の枯損の防止、その他保存及び撤去に関する事業

【補助対象者】

糸島市保存樹所有者等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

保存樹の保存(治療・剪定・樹木医診断等)、及び撤去(一部破損・樹木倒壊)に要する費用

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【積算根拠ほか】

補助限度額 保存100,000円 撤去500,000円

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで